

“枚方市公民連携プラットフォーム” 募集シート

【 募 集 内 容 】

No. / タイトル	No.77	オリジナルカレンダーの発行・配布について
募集内容（概要）	<p>相続や家庭問題、近隣問題など日常生活での困りごとに対し、助言・情報提供する相談事業を、広く市民に周知するため、毎年オリジナルカレンダーを作成し、市役所受付や各支所等にて配布しています。2027年のカレンダーについてもデザイン作成から発行、配布までの工程を担っていただける事業者を募集します。なお、紙面デザインは、市 PR 大使たけうちひろさんの作品を用いることとし、配布については市が共同で行います。</p> <p>【内容】 発行予定年月：令和 8 年 10 月中旬頃 最低発行部数：3,000 枚 規格：A2判(オフセット印刷(片面))、4色フルカラー</p> <p>【資格要件】 ・紙面デザイン制作、印刷、輸送、その他事業を遂行する上での経費を負担できること。 ・別紙『枚方市公民連携プラットフォーム「オリジナルカレンダーの発行・配布について」資格要件』を満たすこと。</p>	
参考資料	<p>過去に作成したオリジナルカレンダー https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049059.html</p>	
提案受付期間	掲載日～ 8 月末	
事業実施予定時期	令和 8 年 10 月ごろ ～ 令和 8 年 12 月末ごろまで	
枚方市から事業者に提供できるメリット	<p>【高い認知度の配布実績】 2018年版から毎年枚方市民に配布しているカレンダーは広く定着しており、事業者の地域におけるブランド認知度向上に大きく貢献します。地域社会への貢献活動としても積極的に PR が可能です。</p> <p>【市民から親しまれている作品を活用したブランドイメージの向上】 市民に愛されるたけうちひろ氏の作品を用いることで、事業者のイメージ向上に寄与します。親しみやすさと信頼感を兼ね備えた媒体を通じて、事業者の製品やサービスの魅力を効果的にアピールできます。</p> <p>【柔軟な広告展開が可能】 カレンダー内に事業者名、ブランド名、サービス名を掲載できるほか、広告スペースも設けることが可能です。事業者の特色に合わせた多様なプロモーション展開を実現します。</p>	
備考	<p>・紙面デザイン制作にかかる納期・費用等について、たけうちひろ氏と事業者の 2 者で協議を行った上で、作業を進めていただくこととなります。</p>	
募集内容についての お問い合わせ先 (事業担当課)	<p>枚方市 市長公室 広聴相談課 TEL：072-841-1559 FAX：072-846-8861 E-mail：soudan@city.hirakata.osaka.jp</p>	

提案のお申込み先
(プラットフォーム
事務局)

枚方市 総合政策部 政策推進課
TEL : 072-841-1149 FAX : 072-841-3039
E-mail : seisakusuisin@city.hirakata.osaka.jp

枚方市公民連携プラットフォーム「オリジナルカレンダーの発行・配布について」資格要件

応募内容を自ら主体となって実施できる法人又はその他団体（共同応募も可能）とします。

ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者又は業種・団体は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア) 成年被後見人
 - イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- (9) 法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。）又は本市の市税を滞納している者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (12) たばこに関する業種
- (13) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (14) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
- (15) 興信所・探偵事務所等の業種
- (16) 政治団体又は宗教団体
- (17) その他、本事業として適当でないと市長が認める者又は業種

※その他関係法令等に従う必要があります。

※共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。